

役員・評議員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐崎福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として、費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分される。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 非常勤役員（理事、監事）の報酬は一回10,000円とする。

2 評議員に対する報酬は一回10,000円とする。

(報酬の支給)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める出張・研修及び旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1

項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年6月24日から施行する。

これまでの役員報酬及び費用弁償規程は平成29年6月23日をもって廃止された。